市立小中学校の規模等の適正化について及び市立養護学校の今後の在り方について(答申)

平成13年5月

高槻市学校規模等適正化審議会

目 次

はじめに

第1部 市立小中学校の規模等の適正化について

- 1 市立小中学校の現状と課題
- 2 適正規模の基本的な考え方
- 3 統廃合を含む適正規模化の検討
- 4 具体的対応

第2部 市立養護学校の今後の在り方について

- 1 市立養護学校の現状と課題
- 2 今後の在り方について

おわりに

諮問書

学校規模等適正化審議会委員名簿 学校規模等適正化審議会審議経過

はじめに

かつて人口急増都市であった高槻市も、都市の成熟とともに人口の変動も落ち着きを見せてきているが、近年の少子化に伴って、小中学校における児童生徒数も減少してきており、ピーク時の半数を下回るような状況となっている。そして、一部には1学年に1学級しかないというような小規模の小学校も生じてきている。

既に、10 数年前に市が幼稚園の統廃合を進めた時にも、いずれ小中学校において学校規模の縮小化が教育上の課題になってくると予測されてはいたが、今日人口の伸び悩みとともに、児童生徒数の減少が放置できない現実的な課題となってきている。

一方、市北西部の一部地域では住宅開発等により児童生徒数が増加し、校舎の増築など、施設の収容能力が課題となるような学校も生じており、学校規模の適正化の検討が 求められている。

近年来、国民的課題として論議されている教育改革においても、様々な人間関係や体験を通じて、子どもたちの「生きる力」を培うことの重要性が指摘されており、そのような視点からも、学校の規模の適正化について検討することは教育上の課題であるとともに、教育効果の維持向上を第一義に考えながら、教育施設の効率的運営を図るという行政上の課題ともなっている。

また、障害のある子どもたちの教育保障の一環として設置された高槻市立養護学校においても、児童生徒数の減少と障害の重度重複化と多様化が進行しており、障害児教育を適正に進めていく上で、府と市の役割分担も含めた新たな教育上の課題も指摘されてきている。

そのような背景の中で、本審議会は、平成12年6月7日に高槻市教育委員会から、「市立小中学校の規模等の適正化について」及び「市立養護学校の今後の在り方について」の2項目にわたる諮問を受けた。

本審議会は、市立小中学校及び市立養護学校の現状について、教育委員会事務局から 提出された冊子や図面を含む多数の資料、並びに市立養護学校等への現場視察や意見聴 取なども含めてつぶさに調査し、高槻市における子どもたちがゆとりの中で生きる力を 培い、心身ともに健全な成長ができるよう、よりよい教育環境への整備改善が必要であ るという共通の視点から、これらの諮問項目について、12 回にわたり慎重かつ入念な 審議を重ねてきた。

この度その結果をとりまとめたので、ここに答申する。

第1部 市立小中学校の規模等の適正化について

1 市立小中学校の現状と課題

我々各委員間の具体的な審議を進めるに当たり、まず高槻市における市立小中学校の現状と課題について再確認し、共通認識をしておくこととした。

またその際に、教育委員会事務局で作成した将来の 10 年間を予測した教育人口推計 (既に出生している 0 歳児の数が把握できる 5 年先までをより信頼性の高いものとして 考慮することとした)等の資料を参考にするとともに、できる限り最新の情報や数値に よることを心掛けた。(ここでの論議においては、便宜上市立養護学校を除いた)

(1) 小中学校の現状

学校規模の現状については、主として児童生徒数と学級数から把握することとした。 市立小学校における児童数は、昭和 55 年の 43,134 人をピークに漸次減少してきており、 平成 12 年度においては、18,769 人と半数以下となり、学級数についても、1,149 学級 が 667 学級へと 6 割弱に減少してきている。

また、市立中学校の場合は、昭和 61 年をピークとして、19,877 人、503 学級あったものが平成 12 年度においては、9,801 人、304 学級となっている。(学級数の減少率が児童生徒数の減少率に比べて小さいのは、この間に学級定数が 45 人から 40 人に改定されてきたことによる)

小学校の状況

平成 12 年度における小学校の状況としては、12 学級未満の規模となっている学校は 8 校あり、12 学級から 18 学級までの規模の学校が 31 校、残る 5 校は 18 学級を超える 規模であり、25 学級以上の規模の学校はない。

また、児童数から見た場合は、360人以下となっている学校が15校あり、720人を超えている学校は2校となっている。

平成 12 年度教育人口推計によると、5 年後の平成 17 年度の推計値で、12 学級未満の規模となる学校は 9 校、12 学級から 18 学級までの規模の学校が 26 校、18 学級を超える規模の学校は 9 校と予測されており、その内 25 学級以上となる学校が 2 校と予測されているほか、平成 17 年度の児童数の推計値では、360 人以下となる学校が 13 校、720 人を超える学校は 5 校と予測されている。

その他、12 学級の状態が持続的に継続していくと予測されている学校が 8 校あり、 さらに、校区設定の状況から、中学校に進学する際に異なる中学校に別れて進学するこ ととなる小学校区が 7 小学校において存在している。

中学校の状況

平成 12 年度における中学校の状況としては、12 学級未満の規模となっている学校は 2 校であり、12 学級から 18 学級までの規模の学校が 13 校、残る 3 校が 18 学級を超える規模となっている。

また、生徒数から見た場合は、360人以下となっている学校は 1 校のみであり、720人を超えている学校は小学校の場合と同じく 2 校となっている。

同様に、教育人口推計からは、平成 17 年度の推計値で、12 学級未満の規模となる学校は 5 校、12 学級から 18 学級までの規模の学校が 10 校、18 学級を超える規模の学校が 3 校と予測されている。

同じく平成 17 年度の生徒数の推計値では、360 人以下となる学校が 4 校、720 人を超える学校は 2 校と予測されている。

(2) 小中学校の課題

学校の規模が教育上の影響を及ぼすことについては、様々な指摘がされているが、見方によっては、刈ット・デメリットの両面を有する側面もあり、学校規模と教育効果との間に確立された因果関係は必ずしも明確ではない。

例えば、児童生徒数の減少は、児童生徒の個性や健康状態等の把握が容易な反面、児童生徒間の切磋琢磨の減少や発達段階に応じた社会性が育ちにくかったり、運動会等の学校行事や部活動の衰退といった側面もある。

また、教員間や保護者相互の指導連絡や人間関係は密接になる反面、クラス替えの困難性や人間関係の固定化から、いじめ等の発生時における解決の困難性などが生じるといった側面もある。

そこで、学校教育上の課題として、児童生徒の発達や学習の視点、学級や学校運営の 視点、さらには社会教育的側面の視点などについても、メリット・デメリットに関する意見交換 を行った。

特に、児童生徒数の減少に伴う学校規模の縮小が教育上どのような課題となるかについて、規模の小さい小学校の学校長からの意見集約も求めながら、複数回にわたりこの デーマに関連して慎重に論議を進めた。

それらを総合的に論議する中で、児童生徒数が 1,500 人、学級数 30 学級を超えるような過大規模の状態や、1 学年に 1 学級しかなく、クラス替えもできないような小規模の状態では、教育上の課題が認められるとの共通認識を持った。

また、中学校においては、教育人口推計の長期的な予測も含めて、1 学年 1 学級となるような状況にはないことも確認された。

2 適正規模の基本的な考え方

学校の適正規模についての基本的な考え方を審議するに当たっては、論議の範囲や前提条件について、学校教育法施行令や規則等の解釈も含めた論議を行い、本審議会では、例えば、学級定数は 40 人、学級数の標準規模は 12 学級以上 18 学級以下というように、あくまでも現行法制度の下において、既存の手法や予測の範囲内で審議することとし、特に教育改革に関連して進められようとしている制度的改革等については、前提条件に含めないこととした。

また、高槻市は、かつての人口急増期に多くの学校を新設してきた際に、学校規模の一つの目安として、児童生徒数としては 1,500 人、学級数としては 30 学級までということを考慮して対応してきているが、そういった経過も参考とした。

そして、次のような適正規模を考える上での基本的な確認を行った。(なお、地域的な特性の異なる樫田小学校は原則として議論から除外した。)

(1) 高槻市における学校規模の適正化に関しての「6項目の基本的確認事項」

学校規模の適正範囲は、12学級から24学級までとする。

学校規模の許容範囲としては、24学級を超えて30学級までとする。

12 学級未満の小学校については、教育上課題のある「小規模小学校」と位置付け、 統廃合を含む検討対象とする。

中学校については、12 学級未満であっても 1 学年 1 学級とはならないことや、当面の生徒数の状況等から、統廃合を含む検討対象とはしない。

校区の在り方に関しては、1中学校区は2小学校区以上から成ることが望ましい。 同一小学校区からは、できるだけ同一中学校に進学できるような校区調整が望ま しい。

(2) 教育上の課題の確認

1 学年 1 学級という固定的な学級環境で、長期間教育活動を継続する状態は、望ましいとはいえず、学校教育における子どもたちの学習環境や人格形成の面からだけでなく、教員の学習指導等の研鑚や、学校運営の上からも解決するべき課題である。

(3) 小学校の学校規模に関しての共通確認

小規模小学校:[1学年1学級の状態が生じる12学級未満の小学校をいう。] (庄所、川西、堤、竹の内(平成12年度は一時的に12学級となっている)、牧田、玉川、上牧、若松の8小学校) 大規模校小学校:[31 学級以上の小学校をいう。](今後 10 年間において発生することは予測されていない)

準小規模小学校:[今後10年間にわたり12学級の状態が継続すると予測される 小学校をいう。](五領、桃園、富田、大冠、冠、南大冠、寿栄、 柱本の8小学校)

以上の基本的な考え方に立って、既存の中学校区を前提条件として考慮しながら、統 廃合を含む適正規模化の検討について審議を進めた。

3 統廃合を含む適正規模化の検討

統廃合を含む適正規模化については、単に学校の規模だけでなく、設立等の歴史的経過や地域の特性なども含めて、様々な視点からの論議も出されたが、特に校区の在り方と関連付けながら次のように集約した。

(1) 統廃合を含む適正規模化の検討

- 3 小学校区以上から成る中学校区で、小規模小学校を含む中学校区については、 統廃合を含む検討対象とする。(これに該当するのは、第一中学校区、第十中学校 区、柳川中学校区、川西中学校区の4中学校区となっている)
- 2 小学校区以下から成る中学校区で、小規模小学校を含む中学校区については、 当面の統廃合の検討対象から除外する。(これに該当するのは、五領中学校区、城 南中学校区の2中学校区となっている)
- 3 小学校区以上から成る中学校区で、準小規模小学校を含む中学校区については、中長期的対応として、今後の児童数の推移も見極めながら、検討するべき課題とする。(これに該当するのは、第三中学校区、第六中学校区の 2 中学校区となっている)

(2) 校区調整の考え方

適正規模化に向けた、中学校区内での校区調整の可能性を検討する。

校区調整は、町界(町、丁目)を最小単位とするほか、地域の地理的条件、鉄道や 道路等の形状をはじめ、必要に応じて、コミュニティの形成状況等地域の特性も勘案し て、合理的な設定を行う。

先の「6 項目の基本的確認事項」を踏まえ、校区調整に際しては、校区の不自然な 形を是正するよう努める。 校区調整は、学校の統廃合に際して、不可欠な要件であるとともに、統廃合と同様の重大事項であることを踏まえて検討する。

以上のような統廃合を含む適正規模化の検討を行いながら、さらに具体的な対応を考える際には、その手順や手法及び時期の問題、当該校の児童や保護者をはじめとする関係者等の意向、将来的な学校のあり方などの課題、教育上並びに法的な観点のみならず財政的な観点などへの配慮も必要となることも示唆した。

4 具体的対応

最終的な審議結果として、次のように具体的対応を提起したい。

(1) 統廃合の検討

当面の対応として、3 小学校区以上から成る中学校区で、複数の小規模小学校が存在する場合は、当該小学校を統廃合するとの考え方に立って、柳川中学校区の牧田小学校と玉川小学校について、及び第十中学校区の堤小学校と竹の内小学校については、それぞれの中学校区において、いずれかの小学校の統廃合を検討されたい。

次に、3 小学校区以上から成る中学校区で、小規模小学校が存在する場合も、 当該小学校の統廃合を検討するとの考え方に立って、第一中学校区の庄所小学校、 川西中学校区の川西小学校についても統廃合を検討されたい。

中長期的課題として、準小規模小学校の中で、特に児童数が 360 人以下となるような小学校については、「3-(1) 統廃合を含む適正規模化の検討- 」に照らし、対応を検討されたい。

(2) 統廃合検討の考慮事項

統廃合に際しては、最も規模の小さい小学校を統廃合することが手順としては望ましいが、学校の歴史的経過や地域の特性等の状況を十分考慮されたい。

統廃合に際しては、当該中学校内における校区調整の可能性を検討することが手順としては望ましいが、学校の歴史的経過や地域の特性等の状況を踏まえ、隣接する中学校区も含めた合理的対応を考慮されたい。

統廃合に際しては、統合後の学校規模等について、教育的効果を第一義に考慮しながら、統廃合後に学校施設の大幅な増改築が生じることのないよう、財政的側面にも配慮した総合的な視点から、合理的な対応をされたい。

統廃合に際しては、当該校の関係者や地域住民等の意向反映等についての十分な 配慮をされたい。

廃止される学校の跡地利用については、教育的配慮は勿論のこと、総合的な視点から、住民福祉の向上に資する行政目的が達成できるよう考慮されたい。

(3) その他の配慮事項

今後の法改正や制度改革に対しては、本審議会での論議の趣旨を勘案しつつ、適切な対応を考慮されたい。

統廃合の対象とならない小規模小学校については、懸念される教育上の課題等が 生じないよう、適切な配慮に努められたい。

人口推計も含めて、今後 10 年間の予測であることの限界性を考慮し、状況変化など不測の事態への適切な対応にも配慮されたい。

第2部 市立養護学校の今後の在り方について

1 市立養護学校の現状と課題

市立養護学校の今後の在り方についての諮問項目に関しては、学校教育においてもかなり専門的な分野であるため、その現状をつぶさに把握する必要性から、委員一同の総意により、意見交換の論議に入る前に、特に市立養護学校と同一障害種別である府立茨木養護学校の現場視察の機会を設けるとともに、市立養護学校の教職員並びに PTA 代表者からの意見聴取も行い、審議の慎重と客観性の確保に配慮して進めた。

また、大阪府下における市立養護学校の設置状況としては、大阪市を除いて、堺市と 八尾市、そして高槻市のみである。なお、守口市については、昭和 52 年に市立養護学 校を設置しているが、平成 7 年には府立寝屋川養護学校の大規模化に伴い、大阪府に 移管して既に廃止されている。

(1) 市立養護学校の現状

高槻市立養護学校は、障害のある全ての児童生徒を学校で受け入れることを目指して、 昭和48年に設置された。

当時は、養護学校の義務制が実施されていなかったため、障害のある児童生徒は就学 猶予や免除を受けており、実質的な教育保障がされていない実態があった。

府下2番目の養護学校として、昭和 41 年に設置された府立高槻養護学校も、定数が 定められており、それに伴う選抜が行われていた結果、自力で通学できない重度重複障 害の子どもたちの多くは入学できないような状態でもあった。

児童生徒の状況

市立養護学校に在籍する児童生徒数は、昭和 53 年の 58 人をピークとして、漸減してきており、平成 11 年は 18 人、平成 12 年では 24 人と半数以下となっている。また、障害の重度重複化や多様化が進行しており、医療的クアを含む対応や介護の複雑化が見られる。

障害の状況としては、平成 12 年度在籍児童生徒 24 人の内、重複障害のある者が 22 人おり、その内何らかの医療的炉を要する者は 18 人となっている。それらの者の 中で 2 人が訪問教育を受けている。(障害者手帳所有の状況からは、身体障害者手帳 1 級の所有者が 21 人、同 2 級の所有者が 2 人、療育手帳については、A の所有者が 22 人、同 B の所有者が 1 人となっている)

また、通学バスによる送迎を受けている児童生徒は20人となっている。

教職員等の状況

平成 12 年度の教職員の状況については、校長、教頭及び教員が合わせて 26 人、事務職員 2 人、栄養士 1 人、校務員 1 人、調理員 2 人、運転士 3 人、介護員 7 人、嘱託 2 人の合計 44 人となっている。(この内、教員、事務職員、栄養士及び嘱託の 31 人が府費負担の教職員で、残りの 13 人が市費負担の職員)

校医等の対応は、内科医、歯科医、薬剤師のいわゆる学校3師となっているほか、 市立養護学校の年間経費として、市が約1億3千万円負担している。

教育内容等の状況

平成 12 年度版の市立養護学校の学校案内によれば、学校教育の目標を個々の持つ力の伸長と自立活動の促進により、生きる力を培うことに置いている。

また、障害児教育の目標として、経験やコミュニケーション能力を広げる教育内容の充実、個に応じた自立活動の充実、医療的ケアの在り方の充実、交流教育のさらなる充実の 4 項目を掲げている。

実際の教育活動は、食事・排泄・衣服着脱等の日常生活指導、運動・感覚機能・意思伝達等の自立活動、社会生活への適応のための教科指導、体験学習等の特別活動によって構成されている。

さらには、地域での教育と生活を展望した居住地校との交流教育や、同窓会の取組 等を含めた追指導などを推進している。

保護者・教職員の意見等

審議会では、平成 13 年 1 月 17 日に府立茨木養護学校及び市立養護学校を視察し、 その際に、市立養護学校では PTA 及び教職員の代表から意見並びに説明を受けた。

保護者が作成された児童生徒の日常生活等についてのビデオを拝見するとともに、意見を綴った文集もいただいたが、保護者の意見等を概括的に表現すれば、「市内に障害のある子どもを安心して預けられる市立養護学校は得がたい存在だ。」、「重度障害児の教育としては、身体的が、医療的が、通学の保障が教育保障の基本である。」、「教育の立場から、指導体制・内容、集団教育、交流教育及び個別的が等が不可欠。」とし、「重度重複障害のある児童生徒にとって市立養護学校は生きる希望である。」との気持を表明された。そして、仮に校区の学校で学ぶとした場合の問題点としては、施設整備や人員の不十分さと集団の中では重度重複障害の子どもは取り残されることへの懸念が示された。

また、教職員からは、それぞれの担当分野からの教育内容について、詳しい説明があった。そして、府立養護学校との対応の差異については、医療的が自体は同様で

あるが、医療的クアを必要とする児童生徒の通学への対応にあるとし、更なる改善課題としては、人員体制の強化、専門性の向上、施設・設備面での充実、教職員の資質向上のための時間的余裕等を挙げられた。

(2) 市立養護学校の課題

状況の変化

障害の重度重複化と在籍児童生徒数のピーク時の半数以下への減少などにより、学校教育が持つ集団教育の側面において、児童生徒の相互刺激や触れ合うことによる人間関係の構築、体験学習等の教育効果が期待しにくくなってきている。

また、集団教育としての活力も低下してきており、居住地校との間で交流展開してきた交流教育なども、完全学校週 5 日制の実施などを控え、日々地域の仲間と触れ合うことのできる教育機会の工夫等が教育上の課題となってきており、新たな対応が迫られている。

一方、高槻市教育委員会はこれまで地域の小中学校における養護学級の充実を図ってきており、現在では、障害のある児童生徒の約 80%は居住地における小中学校の養護学級に通学するに至っている。

設置目的の解消

市立養護学校を設置した当時に散見した、障害のある児童生徒に対する就学猶予や 免除といった、実質的に教育保障を欠いた状態は今では解消されており、設置目的 であった障害のある全ての児童生徒への学校教育の保障は実現され、障害児教育の 中で、養護学校という形での補完的役割としての市立養護学校の目的は一定達成さ れたと考えられる。

障害児教育における役割分担

市立養護学校の設立 3 年目にして、高槻市と市議会、教育委員会が一致して大阪府教育委員会へ移管陳情を行った外、昭和59年にも大阪府に移管要望を行ってきた。

このことは、早い時期から、養護学校の義務制化も踏まえながら、高槻市は養護学校の市独自での恒久的な存続は困難と考えており、障害児教育における都道府県と市町村の役割分担について課題提起してきていた。

近年の地方分権の時代においては、それぞれの自治体が適切な役割分担と連携協力を行って、ノーマライゼーションからインクルージョンへともいわれる障害児教育の一層の充実が求められている。

2 今後の在り方について

(1) 審議の経過

教育委員会事務局から提示された資料説明、市立養護学校等への視察及び PTA 等からの意見聴取を終え、論議を始めだした段階においては、本審議会の各委員は、高槻市のこれまでの障害児教育への努力、市立養護学校としての長期にわたる教育の成果と総括、市立養護学校に在籍する児童生徒の実態、及び保護者の想いなどを踏まえ、それぞれに論議を進める立場の責任の重大さから、慎重に総合的な視点からの意見交換ができるような配慮を必要とした。

そこで、審議を深めるに当たっては、より慎重を期すため、審議会の開催回数を当初の予定より増やすとともに、「市立養護学校の今後の在り方について」という諮問事項があまりに大きなテーマであり、障害児教育という教育の分野においても、非常に専門的領域での多岐にわたる内容であることなどから、本審議会は、あらためて諮問の真意とでもいうべき教育委員会の意向について教育長に説明を求め、その確認を行った。

諮問の趣旨として示されたものは、概ね次のようなものであった。

-)教育委員会の内部検討資料として示された「市立養護学校の今後の在り方について」(平成12年7月高槻市立養護学校調査研究会)で示されている考え方は、基本的に教育委員会の考え方と同じものである。
-)市立養護学校設置数年後の当時から、懸案課題として、大阪府への移管要請等を 行ってきており、新たに平成 11 年度の施政方針において、その在り方の検討約束 を行ってきており、一貫した行政の継続的な課題である。
-)法的な役割分担から、大阪市を除き、府下において市立養護学校をもつ市は堺市、 八尾市、守口市、そして本市の 4 市であったが、守口市は平成7年に府に移管し ており、堺市も同様の検討が進むなど、法遵守の立場から当然の流れがある。
-)教育条件についても、教育施設、教職員体制、医師団の対応等において、設置義 務者としての権限と責任において府立養護学校に優れたものがある。
- 以上のような点からして、市立養護学校はその役割を終え、廃止が相当と考える。
-)なお、廃止を相当とする場合、代替施設としては府立茨木養護学校が唯一の施設と考えられるが、その際の対策として、当分の間、現在の通学手段について考慮したい。

また、この論議の際に、大阪府が移管を受けない方針として、同一地域での同一種別の養護学校を設置する考えのないこと。また、養護学校の義務制化の後は、先の同一地域での同一種別の養護学校を複数必要としないことに加え、既設校において十分収容能力があること等が挙げられているとの報告についても確認された。

(2) 市立養護学校の今後の在り方

市立養護学校の今後の在り方についての審議は、結局のところ市立養護学校の存続か廃止かについての論議である。

大きな背景としては、障害児教育を取り巻く状況の変化と地方分権を含む自治体行政の流れがあり、国においても、21世紀を展望した特殊教育の方向性に関する論議が進められてきている。そして、具体的課題としては、市立養護学校の歴史的役割とその成果、及び高槻市における障害児教育の経過と展望等について、冷静な総括が求められている。

障害児教育の経過

高槻市の障害のある児童生徒の状況を大きな傾向としてみると、学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)等の新たな分野も含め、障害の重度重複化と多様化の傾向にあり、児童生徒数の合計は、ピークである昭和 56 年度の約半数以下となってきているにも拘らず、平成 12 年度における障害のある児童生徒数は 499 人と当時の水準を維持しており、全児童生徒数に占める障害のある児童生徒数の割合は、結果として約 2 倍近くになっている。

また、近年における高槻市の障害のある児童生徒の通学先について、例えば、養護学校が義務制化された昭和 54 年頃との比較では、知的障害児の養護学校である府立高槻養護学校では約 11~12%とほとんど変化は見られず、府立茨木養護学校においても約3%前後で推移しているが、市立養護学校については、ピークであった昭和 53 年度には13.2%であったものが平成 12 年度では 5.3%と半数以下となっている。

そして、平成 12 年度の市内の各小中学校における養護学級に通学する児童生徒は、 昭和 54 年度との比較では、74%から 79.5%に増加してきている。

このことは、養護学校の義務制化により、府立養護学校の充実が図られるとともに、 地域の小中学校における養護学級の充実が進展し、市立養護学校の相対的な必要性が低 下してきていることを示しており、今後の障害児教育の方向性が、より地域に密着した 養護学級の充実と、養護学校での専門性の充実などを、法的位置付けに基づく地方自治 体の役割分担と相互連携の下に、一層推進することにあるとの教育委員会事務局の内部 検討や主張を裏付けたものとなっている。

以上のようなことから、市立養護学校の存廃を踏まえた議論として、市立養護学校における教育の成果と障害児教育の方向性、就学指導の在り方とその総括、障害児教育における府と市の役割分担、市立養護学校に在籍する児童生徒への対応など、様々な視点から審議を深めたところである。

意見の集約

各委員からは様々な意見が出されたが、敢えて市立養護学校の存続、廃止の視点から 集約すれば、存続発展を主張される少数意見と、発展的な解消も含めて、然るべき条件 整備により廃止するべきであるという多数意見に大別された。

存続発展の意見としては、市立養護学校を必要とする子どもたちや保護者の気持ちを 受け止めるとともに、医療的がの保障やセンター校的機能など、市立養護学校の存続ととも に、養護学級等の施設を含む障害児教育そのものの充実をも求めるものである。

なお、存続か廃止かという形で白黒を明確にすることは難しく、生活がとして、障害 児教育の環境整備の充実が必然的に解消を導くものであるとする意見も出された。

一方、条件整備による廃止の意見としては、市立養護学校設置以来の歴史的経過や現 状及び設置義務施設としての府立養護学校の現状、並びに現行法制度下での障害児教育 の大きな流れ等からして、市が単独で養護学校を存続維持することには無理があるとの 認識に立ちながらも、障害のある子どもたちを地域で受け入れていこうとする障害児教 育の動向等にも考慮し、いわば発展的解消として、養護学級の充実をはじめ、障害児教 育の充実にも配慮し、廃止するべきという意見。

そして、重度重複障害のある児童生徒の教育保障を考慮しつつも、障害児教育の今後の方向性までの審議は困難でもあり、最大限努力するべきこととして、保護者の不安解消と現在市立養護学校に在籍する児童生徒の教育条件が低下しないことを第一義として捉え、通学保障や個々の事情に応じた就学指導等を含めた丁寧な対応を行って廃止するべきという意見などがあり、そのニュアンスには多少幅をもった意見が示された。

また、市立養護学校は廃止するべきではないという意見においても、そのような条件整備の内容如何によっては、必ずしも市立養護学校の恒久的な存続が不可欠ではないという趣旨を示唆した部分があった。

さらに、本審議会において提言・指示すべき範囲のものではないが、今後の障害児教育の充実発展と、地域の小中学校における養護学級の一層の充実・整備は、大阪府への働きかけも含めた検討課題として、非常に重要であるとする意見も展開された。

このような論議の中で、共通の要望として、今後高槻市教育委員会が大阪府教育委員会等の関係機関や保護者をはじめとする関係者と十分時間をかけて協議し、市立養護学校に在籍する児童生徒への通学保障について、早急に課題整理を行わなければならないと、全委員から異口同音に表明された。

以上のような様々な論議と意見を集約し、本審議会の多数意見としては、市立養護学校の今後の在り方については、とりわけ、在籍する児童生徒への通学保障を行った上で、廃止やむなしと考えるものである。

おわりに

本審議会に課された課題は、それぞれが異なる教育上の視点から出された複数の諮問内容であり、非常に重要かつ重大であるとともに、過酷なものでもあったと全委員があらためて認識している。しかも、限られた期間内に答申しなければならない中での議論であった。

我々委員は、時として激しく議論しながらも、冷静に課題を受け止めて真摯な論議を 尽くしたと確信しているが、教育改革をはじめ、教育の分野において急激な変革が求め られている今日的な時代背景の中では、法令等の規定をはじめとした現行制度を前提と しての審議と、現状と将来予測を含め、一定の前提や予測範囲で設定された諸条件に頼 らざるを得なかったことから、制約された部分があることも承知している。

そういった部分については、今後の教育委員会による事業実施計画の作成なり、施策 展開の際に、補足的な検討・対応を含めた十分な答申趣旨の反映を期待したい。

いずれにしても、これまで高槻市が努力してこられた教育の成果を踏まえながら、21 世紀の新たな教育行政施策の推進に、本答申が早期かつ適切に活かされることを希望す る。

高教政第 36 号 平成12年6月7日

高槻市学校規模等適正化審議会 会 長 藪 重 彦 殿

高槻市教育委員会 教育委員長 松 下 邦 夫

諮 問 書

高槻市立小中学校のより良い教育環境と効果的な学校教育の実現に資するため、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 市立小中学校の規模等の適正化について
- 2 市立養護学校の今後の在り方について

高槻市学校規模等適正化審議会委員名簿

(任期:平成12年6月1日~平成13年5月31日)

	区分	役 職	日	: 名	現 職
1号	市議会議員		ЛΠ	雅夫	高槻市議会議員
	市議会議員		久保	隆	高槻市議会議員
	市議会議員		堀田	和喜	高槻市議会議員
	市議会議員		吉田	康人	高槻市議会議員
2号	学識経験者	副会長	閑喜	昭史	学校法人国際学園 星槎国際高等学校 大阪学習センター長
	学識経験者		斉藤	弥生	大阪大学大学院人間科学研究科助教授
	学識経験者		寺田	宏洲	龍谷大学経済学部教授
	学識経験者	会 長	藪	重彦	高槻市人権擁護推進協議会会長
3号	小中学校校長会		百崎	郁子	高槻市立芥川小学校校長
	小中学校校長会		溝畑	博稔	高槻市立第三中学校校長
4号	小中学校教員		安立	聖	高槻市立松原小学校教員
	小中学校教員		大仲	由香子	高槻市立阿武山小学校教員
5号	PTA協議会		壷谷	修	高槻市PTA協議会副会長
6号	関係市民団体		境田	稔	高槻市コミュニティ市民会議常任幹事
	関係市民団体		篠原	信次郎	高槻市障害者団体連絡協議会事務局長

【審議会の開催経過等】

*第1回審議会:平成12年6月7日(水)10:00~ 開催

<主要内容:委員紹介、正副会長の選出、諮問、審議会運営方法の協議、

事務局提出資料の説明等>

*第2回審議会:平成12年7月3日(月) 14:00~ 開催

<主要内容:審議会の公開、学校規模の現状と課題について>

*第3回審議会:平成12年8月2日(水)14:00~ 開催

<主要内容:適正規模の考え方、メリット・デメリット等について>

*第4回審議会:平成12年9月4日(月)14:00~ 開催

<主要内容:適正規模の基準、校区及び地域特性等の考え方について>

*第5回審議会:平成12年10月6日(金)14:00~ 開催

<主要内容:適正規模に関する共通認識の確認、校区調整の考え方等について>

*第6回審議会:平成12年11月13日(月)14:00~ 開催

<主要内容:適正規模に関する意見集約、具体的対応等について>

*第7回審議会:平成12年12月11日(月)14:00~ 開催

<主要内容:答申の基本項目等について、市立養護学校の現状説明>

*養護学校視察:平成13年1月17日(水)

*第8回審議会:平成13年1月19日(金)14:00~ 開催

<主要内容:市立養護学校の現状と課題、調査研究報告等について>

*第9回審議会:平成13年2月5日(月)14:00~ 開催

<主要内容:諮問趣旨の再確認、市立養護学校の今後の在り方について>

*第10回審議会:平成13年2月26日(月)14:00~ 開催

<主要内容:市立養護学校の今後の在り方についての意見集約>

* 第 11 回審議会:平成 13 年 4 月 16 日(月) 14:00~ 開催

<主要内容:答申案について>

* 第 12 回審議会:平成 13 年 5 月 8 日(火) 14:00~ 開催

<主要内容:答申案について>